

事務連絡

令和6年5月17日

各高齢者施設等管理者様
各介護保険サービス事業所管理者様

兵庫県福祉部高齢政策課長

令和5年度末の経過措置期間終了に伴い、令和6年度から義務化された
基準の実施状況調査について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度介護報酬改定において、以下の改定事項については令和5年度末で経過措置期間が終了し、令和6年4月1日から遵守が義務づけられています。

つきましては、実施状況を把握するための調査を行いますので、ご回答をお願いいたします。

なお、回答結果については、各指定権者（政令・中核市、地域密着型サービスについては各市町、県健康福祉事務所）へ情報共有しますので、ご注意ください。

○令和5年度末で経過措置期間が終了し、令和6年度から義務化される介護報酬改定事項
（詳細は別紙参考）

- 1 感染症対策の強化
- 2 業務継続に向けた取組の強化 ※業務継続計画未実施減算（R6新設）
- 3 認知症介護基礎研修の受講の義務付け
- 4 高齢者虐待防止の推進 ※高齢者虐待防止措置未実施減算（R6新設）
- 5 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化
- 6 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実
※栄養管理に係る減算適用（R6～）

○調査対象 介護サービス施設・事業所

○回答方法

兵庫県電子申請共同運営システムから回答

URL：<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1714643826075>



○回答期限 令和6年5月30日（木）

○参考

介護保険最新情報 vol.1174（令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度介護報酬改定における改定事項について（依頼））

<https://www.mhlw.go.jp/content/001153087.pdf>

<担当>

高齢政策課介護基盤整備班（高年施設担当）

e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp